

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第24号

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年山鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、住登外者の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とする。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

第21条 条例別表第2の17の項の規則で定める情報は、住登外者の氏名、性別、生年月日及び住所とする。

第22条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、住登外者の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者の氏名、性別、生年月日及び住所とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。